



屋外広告物の新規の申請をされる方へ



申請書、添付書類は各 2 通（正・副）必要です

1 許可申請書（第 1 号様式・別紙） 様式が定められています。

*申請書の記載にあたっての注意について

第 1 号様式（第 1 条関係）

- 1 表示又は設置の場所 ビル名があれば必ず記入して下さい。
- 2 表 示 内 容 具体的に表示されているものを記入して下さい。
- 4 広 告 物 の 規 模 複数の広告物を申請される場合は、別用紙で規模一覧を作成して下さい。
- 6 屋外広告物管理者 高さが4mを超える又は表示面積が10㎡を超える広告塔・広告板やアーチ、装飾街路灯については、下記の資格のある管理者を設置することが義務付けられています。
 - ① 建築士
 - ② 電気工事士
 - ③ ネオン工事資格者
 - ④ 第1種、第2種又は第3種電気主任技術者
 - ⑤ 屋外広告士*資格を証する書面（認定書の写し等）を、添付して下さい。

別紙（表）

- 1 広 告 物 の 種 類 ○で囲んで下さい。
- 2 用 途 地 域 等 中央区は、第1種住居地域・第2種住居地域・商業地域・準工業地域のいずれかです。
- 5 道 路 の 沿 道 等 (2)高 速 道 路 建物から50m以内に高速道路がある場合は、記入が必要です。案内図に明示し、図面上に高速道路の路面を表示して下さい。
- 6 表 示 又 は 設 置 の 高 さ の 限 度 建物の屋上を利用する広告物は記入が必要です。建物の立面図に高さを表示して下さい。（P.H.がある場合は、P.H.の高さも表示して下さい。）
- 7 一 壁 面 に お け る 面 積 の 限 度 建物の壁面を利用する広告物は記入が必要です。建物の立面図に当該壁面の大きさも表示して下さい。
- 8 一 建 築 物 に お け る 面 積 の 限 度 必ず記入して下さい。建物の立面図にそれぞれの壁面の大きさを明示し、総壁面面積算出の計算式も表示して下さい。
- 9 工 作 物 の 確 認 高さ4mを超えるものは記入が必要です。確認がおりてからでなければ屋外広告物の受付をしません。
- 10 道 路 占 用 の 許 可 広告物を道路上（上空を含む。）に掲出する場合は、道路占用の許可が必要です。許可がおりてからでなければ屋外広告物の受付をしません。
- 13 施 工 者 (3)屋外広告業登録番号が記入されていない場合は、屋外広告物の受付をしません。

2 添付書類

- (1) 案内図（設置する建物、設置する物件の位置を表示して下さい。）——— 近くに高速道路がある場合は、高速道路からの距離を表示して下さい。
- (2) 図面等[着色したデザイン図、仕様書、設計図（建物配置図、立面図、屋上平面図を含む。）、配線図（ネオンサイン等を使用する場合）]
- (3) 承諾書（他人が所有する土地・建物に掲出する場合）
- (4) 委任状（広告主が申請手続きを他人に委任する場合）
- (5) その他（工作物確認、道路占用許可がある場合は、その写しを添付して下さい。）

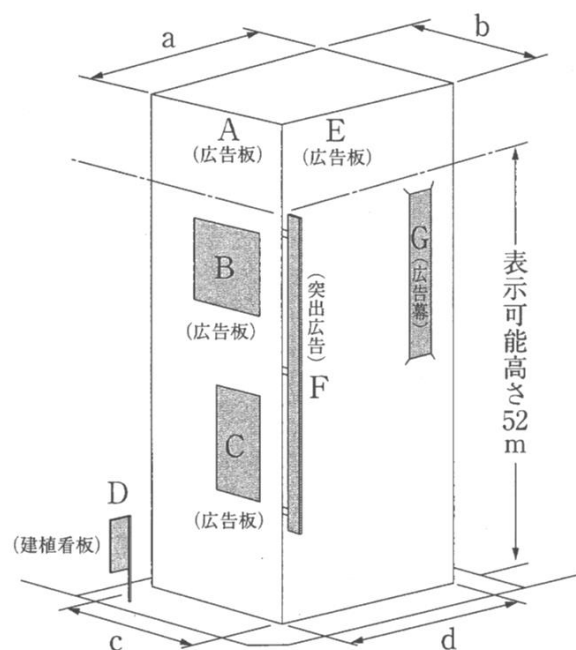
別紙（裏）

- 14 条例第6条第4号及び第5号の規定により定められた地域 文化財庭園等景観形成特別地区の区域（中央区では浜宮恩賜庭園の周辺の区域）に該当する場合は記入して下さい。
- 15 条例第8条第4号の規定により定められた地域 水辺景観形成特別地区の区域に該当する場合は記入して下さい。

3 許可基準の概要

- * 広告物の総表示面積は、建築物の総壁面面積（52m以下の面積）の60%以下であること。
- * 地盤面から広告物の上端までの高さは、52m以下であること。（住居地域は33m以下）

〔建築物の高さ 52m 以上〕

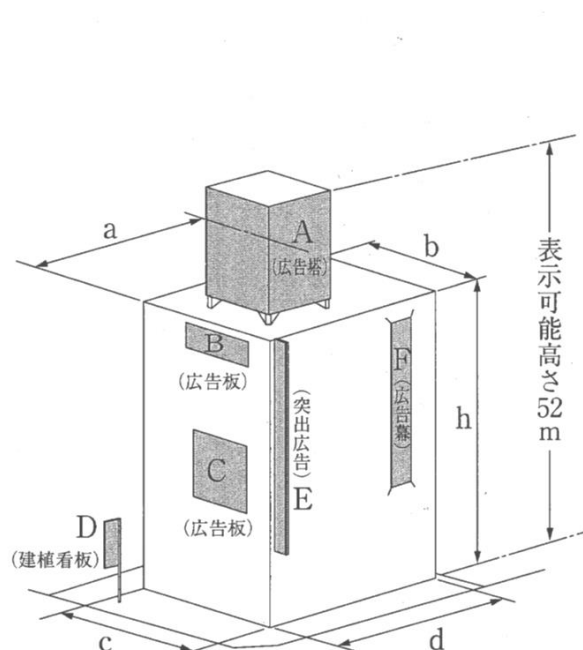


建築物の高さ52m以上の場合

総壁面面積 (W) = (a + b + c + d) × 52m

広告物の総表示面積 = A + B + C + E + F + G ≤ W × $\frac{6}{10}$

（建築物の高さ 52m 以下）



建築物の高さ 52m 以下の場合

総壁面面積 (W) = (a + b + c + d) × h

広告物の総表示面積 = A + B + C + E + F ≤ W × $\frac{6}{10}$

手続方法

書類を揃える



提出する

区役所の窓口
（環境土木部管理調整課占用係）



審査を受ける

許可申請手数料を納付する



許可書の交付を受ける



屋外広告物取付完了届を提出する

*必ずビル全体と広告物の
カラー写真を添付すること。

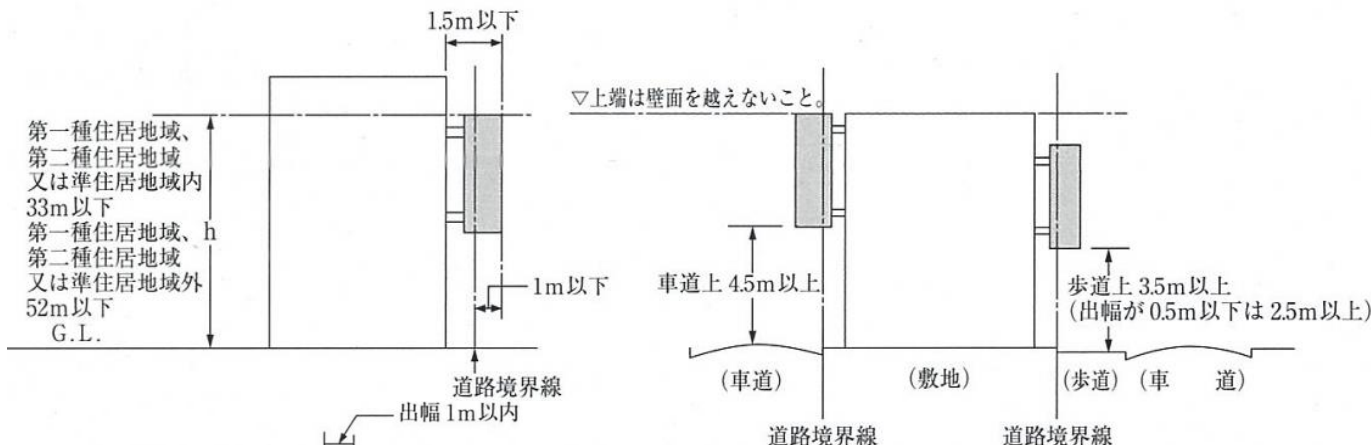
問い合わせ先

中央区環境土木部管理調整課占用係

TEL 03-3546-5416～5418

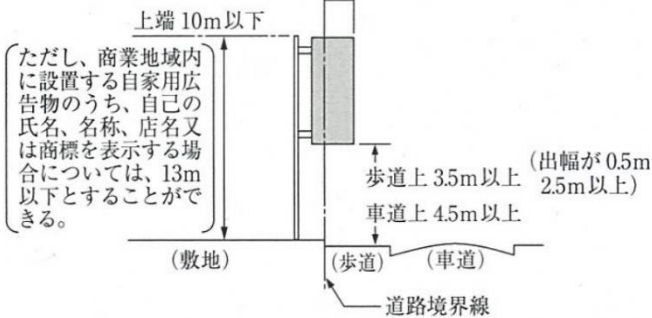
(1) 突出する形式の広告物等

- ア 出幅は、道路境界線から 1m 以内で、建物から 1.5m 以下であること。
- イ 高さは、G.L. から広告物下端まで、
(車道上) 4.5m 以上
(歩道上) 3.5m 以上であること。
(歩道上で出幅が 0.5m 以下の場合、2.5m 以上)
- ウ 広告物の上端が設置する壁面の上端を超えないこと。



(2) 自立式ポール式看板

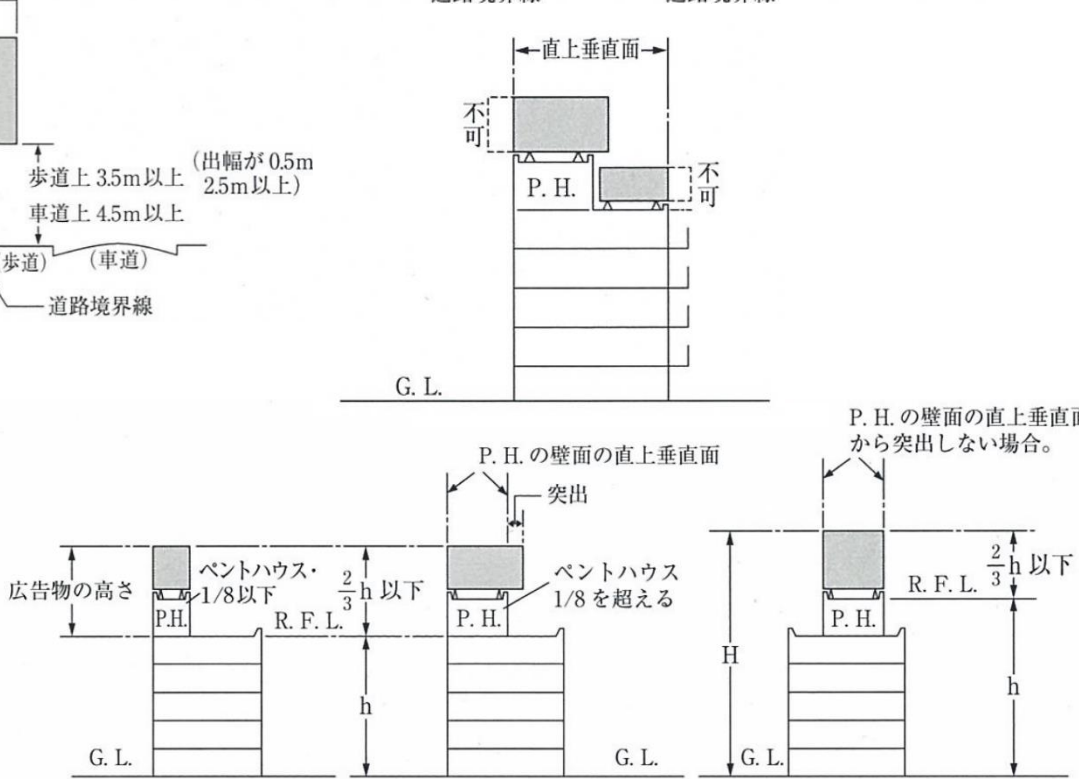
- 高さ 10m 以下
(商業地域で自家用広告物
の場合 13m 以下)



(3) 建築物の屋上を利用する広告物等

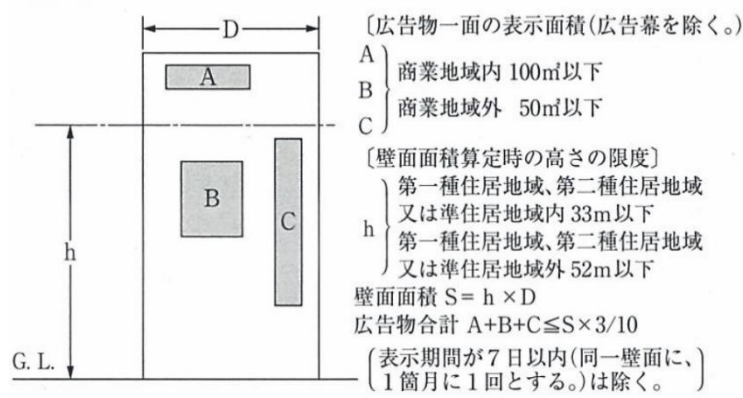
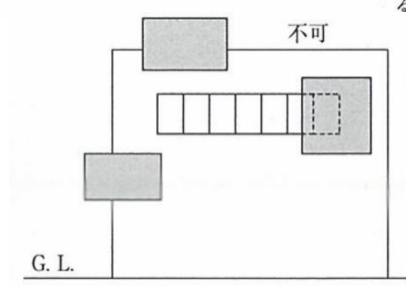
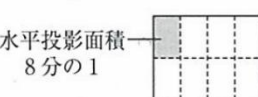
- ア 建築物の壁面の直上垂直面から突出して設置しないこと。
- イ 地盤面から広告物の上端まで高さ (H) は、52m 以下であること。(住居地域は 33m 以下)
- ウ 広告物の高さは、地盤面から設置する箇所までの高さの 3分の2 以下であること。

- 【高さに関して 3 とおりの基準があるので注意】
- * 屋上構造物 (P.H.) の水平投影面積が当該建築物の水平投影面積の 8分の1 以下のときの高さ (広告物+P.H.)
- ・ 8分の1 を超え壁面の直上垂直面から突出する場合の高さ (広告物+P.H.)
- ・ 8分の1 を超え壁面の直上垂直面から突出しない場合の高さ (広告物.)



(4) 建築物の壁面を利用する広告物等

- ア 壁面の外郭線から突出して表示し、又は設置しないこと。
- イ 窓又は開口部をふさいで表示し、又は設置しないこと。(広告幕は除く。)
- ウ 地盤面から広告物の上端までの高さは、52m 以下であること。(住居地域は 33m 以下)
- エ 広告物等の表示面積の合計は、当該壁面面積の 10分の3 以下 (表示期間が 7 日以内のものを除く。ただし、1 箇月に 1 回とする。) とし、広告物一面の表示面積 (広告幕は除く。) は、商業地域内は 100㎡以下、商業地域外は 50㎡以下であること。
(上記面積より大きな意匠を分割して申請することはできません。)
- オ 一壁面に内容を同じくする広告物を表示する場合、間隔が 5m 以上であること。



(5) 第 1 種・第 2 種住居地域内における広告物の規格

第 1 種・第 2 種住居地域内に設置する広告物等 (自家用広告物及び工事現場の板塀等に表示される宣伝の用に供されていない絵画以外) の表示面積は、10㎡以下であること。

(6) 高速道路沿線の規格

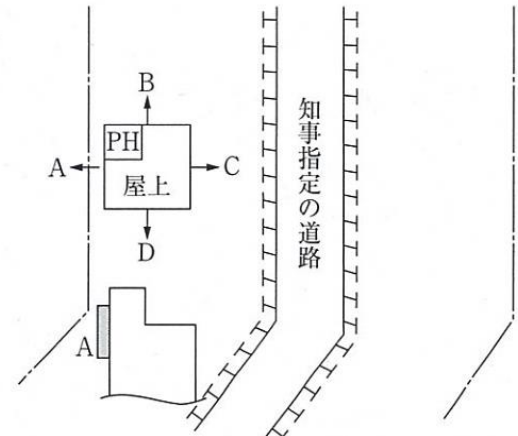
高速道路境界線から両側 50m 以内で、道路の路面高から 15m の空間が、禁止区域です。上り線下り線 2 本ある場合、それぞれの高さから 15m が禁止区域になります。(詳しくは、窓口で相談して下さい。)

高速道路の路面高は、路面を支えている柱に記入されている番号を調べて、次の問い合わせ先までご連絡下さい。

- 首都高速道路株式会社東京西局 TEL03-3264-8201【都心環状線、1 号上野線、八重洲線】
- 首都高速道路株式会社東京東局 TEL03-5640-4810【6 号向島線、9 号深川線、10 号晴海線】
- 東京高速道路株式会社 TEL03-3562-0841【KK 線 (新橋～白魚橋間)】

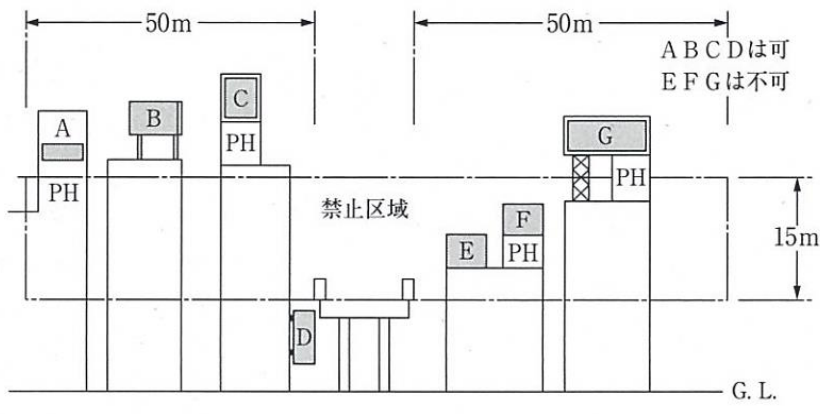
※注意事項

- ①「道路からの展望を目的とする」は道路から見えるかどうかということである。この場合、防音壁、他の建築物等の障壁は無いものとして判断する。



A の方向においては許可できる。但し、屋上広告、野立広告のように広告物の裏側及び構造体の一部に見えるものは許可できない。

- ②首都高速道路のように路面高の一定空間を禁止区域としている場合、下図のように広告物及びこれを掲出する物件の一部がこの区域内にあっても禁止される。鉄骨等は広告物等を掲出する物件の一部である。



* その他 (広告幕、店頭装飾、電柱・標識・車体利用の広告等) の広告物の表示、又は設置に関しては、窓口で相談下さい。

東京都景観計画に基づく屋外広告物の規制

1 文化財庭園等景観形成特別地区

① 表示等を制限する区域

景観形成特別地区の区域内（庭園の区域からおおむね 200m の範囲を目安としています。また、各庭園からの見通しを考慮するとともに、道路や敷地境界などで、規制区域を明確に設定する必要がある場合は、200m を超えて範囲を設定しています）で、かつ、地盤面から 20m 以上の部分を規制区域とします。

② 規制区域内における屋外広告物の規制

下表に定める基準に適合する自家用広告物（自社名、ビル名、店名、商標の表示など）に限り表示することができます。

区 分	表示等の制限に関する事項
屋上設置の広告物	☐ 地盤面から 20m 以上の部分では、建物の屋上に広告物を表示し、又は設置しない。
建物壁面等の広告物	☐ 地盤面から 20m 以上の部分では、広告物に光源を使用しない。
広告物の色彩※1	☐ 建物の壁面のうち、高さ 20m 以上の部分を利用する自家用広告物の色彩は、庭園景観と調和した低彩度を基本とし、一広告物の表示面積の 1/3 を超えて使用できる色彩の彩度を定める。 【色相】 0.1R～10R → 【彩度】 5 以下 0.1YR～5Y → 6 以下 5.1Y～10G → 4 以下 0.1BG～10B → 3 以下 0.1PB～10RP → 4 以下
表示等の制限の例外	☐ 建物の背後にある広告物など、庭園内から見えない広告物は、本表に定める表示等の制限にかかわらず、表示できる。

※1 色彩については、「東京都景観色彩ガイドライン」を参照して下さい。
※2 上表に定める基準に適合する公共公益目的の広告物及び非営利目的の広告物については、表示可能です。

③ 文化財庭園等景観形成特別地区の区域

規制区域は地図中の 内です。

- ア 平成 19 年 4 月指定
(平成 19 年 5 月 1 日を基準日)
- 浜離宮恩賜庭園・旧芝離宮庭園の周囲の区域

中央区銀座八丁目、築地五丁目、
築地六丁目、浜離宮庭園のうち右
の地図に示す区域で、地盤面から
高さ 20m 以上の空間
(中央区に該当する区域)



2 水辺景観形成特別地区

① 表示等を制限する区域

景観形成特別地区の区域内とします。

② 規制区域内における屋外広告物の規制

下表に定める基準に適合する広告物について表示することができます。

区 分	表 示 等 の 制 限 に 関 す る 事 項		
屋上設置の広告物	☐ 建物の屋上に、広告物を表示し、又は設置しない。		
建物壁面等の広告物	☐ 広告物に光源に、赤色又は黄色※1 を使用しない。 光源は点滅させない。		
広告物の色彩※2	☐ 建物の壁面のうち、高さ 10m 以上の部分を利用する自家用広告物の色彩は、水辺景観と調和した低彩度を基本とし、一広告物の表示面積の 1/3 を超えて使用できる色彩の彩度を定める。		
	【色相】		
	0.1R～10R	→	【彩度】
	0.1YR～5Y	→	5 以下
	5.1Y～10G	→	6 以下
	0.1BG～10B	→	4 以下
	0.1PB～10RP	→	3 以下
表示等の制限の例外	☐ 許可を受けずに表示できる広告物には、本表に定める表示等の制限は適用しない。		

※1 赤色又は黄色とは、JIS（JISZ9101）に定める安全色（事故防止や緊急避難などを目的として安全標識に使用）の赤又は黄とします。

※2 色彩については、「東京都景観色彩ガイドライン」を参照して下さい。

③ 水辺景観形成特別地区の区域

規制区域は、次ページの地図中の 内です。（平成 19 年 4 月指定（平成 19 年 5 月 1 日を基準日とする。））

中央区湊二丁目、湊三丁目、明石町、
築地五丁目、築地六丁目、築地七丁目、
浜離宮庭園、新川一丁目、新川二丁目、
佃一丁目、佃二丁目、佃三丁目、月島
一丁目、月島二丁目、月島三丁目、月
島四丁目、勝どき一丁目、勝どき二丁
目、勝どき三丁目、勝どき四丁目、勝
どき五丁目、勝どき六丁目、豊海町、
晴海一丁目、晴海二丁目、晴海三丁目、
晴海四丁目、晴海五丁目の区域のうち
右の地図に示す区域
（中央区に該当する区域）

